

改正

昭和56年7月1日規則第36号
昭和57年3月29日規則第18号
昭和57年4月23日規則第40号
昭和58年3月30日規則第27号
昭和59年3月30日規則第27号
昭和60年4月1日規則第21号
昭和63年3月29日規則第20号
昭和63年4月30日規則第44号
平成元年3月22日規則第19号
平成3年3月26日規則第15号
平成3年5月21日規則第39号
平成3年12月20日規則第68号
平成5年3月26日規則第11号
平成6年3月25日規則第14号
平成7年3月17日規則第14号
平成8年1月23日規則第2号
平成8年3月22日規則第14号
平成9年3月21日規則第10号
平成9年4月1日規則第44号
平成10年3月24日規則第29号
平成11年4月27日規則第54号
平成12年3月31日規則第75号
平成12年5月30日規則第103号
平成13年4月1日規則第55号
平成14年12月24日規則第86号
平成16年3月19日規則第19号
平成16年4月27日規則第46号
平成16年12月20日規則第72号
平成17年3月22日規則第13号
平成17年7月8日規則第58号
平成18年5月26日規則第80号
平成20年2月29日規則第12号
平成21年7月21日規則第62号
平成22年5月25日規則第42号
平成23年3月22日規則第7号
平成25年2月1日規則第4号
平成25年3月22日規則第49号
平成26年3月25日規則第22号
平成29年3月17日規則第9号
平成31年3月15日規則第9号
令和3年9月24日規則第72号
令和5年7月11日規則第45号

山形県都市公園条例施行規則をここに公布する。

山形県都市公園条例施行規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和48年12月県規則第75号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に

基づき、都市公園の管理及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公園施設の設置基準)

第2条 条例第1条の5第1項の規定による基準は、別表第1のとおりとする。

(有料公園施設の使用日及び使用時間)

第3条 条例第15条の規定により指定管理者が都市公園の管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き、有料公園施設の使用日及び使用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを変更することがある。

(書類の提出)

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次条から第7条までの申請書にあつては正副2部、その他の書類にあつては1部とし、県民緑地及び県政史緑地に係る書類を除き、都市公園の所在地を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

(公園施設の設置の許可の申請等)

第5条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可の申請書 別記様式第1号
- (2) 法第5条第1項の規定による公園施設の管理の許可の申請書 別記様式第2号
- (3) 法第5条第1項の規定による許可を受けた事項の変更の許可の申請書 別記様式第3号
- (4) 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可の申請書 別記様式第4号
- (5) 法第6条第3項の規定による許可を受けた事項の変更の許可の申請書 別記様式第5号

(行為の許可の申請等)

第6条 条例第5条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定による許可を受けた行為の内容の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第7号による申請書を知事に提出しなければならない。

(有料公園施設の使用の許可の申請等)

第7条 条例第6条第1項の規定による有料公園施設（庄内空港緩衝緑地及び弓張平公園に設けられたオートキャンプ場を除く。次項において同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、当該有料公園施設の全部又は一部を単独で使用しようとする場合に限り、別記様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者（有料公園施設の全部又は一部を単独で使用しようとする者に限る。）は、指定管理者が管理を行う場合を除き、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第8条 知事は、前3条の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る許可をしたときは、当該申請書の副本に許可したことを証して、これを申請者に交付する。

2 知事は、前条第1項の申請書の提出があつた場合を除き、条例第6条第1項の規定により許可をしたときは、当該許可に係る有料公園施設の使用券を申請者に交付する。

(使用料の額)

第9条 条例第10条第2項の規定による法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第10条第2項の規定による条例第5条第1項の許可を受けて条例別表第1の2に掲げる有料公園施設に常時広告物を表示する場合の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

3 条例第10条第2項の規定による有料公園施設を使用する場合の使用料の額は、別表第4のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(届出)

第11条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- (1) 条例第14条第1項第1号の規定による届出 別記様式第11号

- (2) 条例第14条第1項第2号の規定による届出 別記様式第12号
 - (3) 条例第14条第1項第3号の規定による届出 別記様式第13号
 - (4) 条例第14条第2項の規定による届出 別記様式第14号
- (工作物等を保管した場合の掲示の場所)

第12条 条例第14条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の置かれていた場所とする。ただし、これにより難しい場合は、工作物等の置かれていた都市公園の区域内であつて、当該場所に隣接した場所、管理事務所、掲示板その他適当と認められる場所とする。

附 則

この規則は、昭和55年6月8日から施行する。

附 則（昭和56年7月1日規則第36号）

この規則は、昭和56年7月10日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日規則第18号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月23日規則第40号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日規則第27号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日規則第27号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日規則第20号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日規則第19号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第15号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定（山形県総合運動公園に係る部分を除く。）は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月21日規則第39号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成3年12月県条例第74号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日規則第11号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日規則第14号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中次の各号に掲げる部分は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 庄内空港緩衝緑地のオートキャンプ場に関する部分 平成6年4月23日

- (2) 山形県総合運動公園の屋外プールに関する部分 平成6年7月3日

附 則（平成7年3月17日規則第14号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年1月23日規則第2号）

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 21 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定並びに別表第 1 及び別表第 3 の改正規定中弓張平公園のオートキャンプ場及びパターゴルフ場に関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成 9 年 3 月県条例第 31 号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 9 年 4 月 1 日前に知事がした都市公園法第 6 条第 1 項の規定による都市公園の占用の許可、山形県都市公園条例第 5 条第 1 項の規定による行為の許可及び同条例第 6 条第 1 項の規定による有料公園施設の使用の許可で中山公園及び弓張平公園に係るものは、同日以後においては、中山町長又は西川町長がしたものとみなす。

（市町村長に対する事務委任規則の一部改正）

- 3 市町村長に対する事務委任規則（昭和 56 年 3 月県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成 9 年 4 月 1 日規則第 44 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 24 日規則第 29 号）

この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 27 日規則第 54 号）

この規則は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 75 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 30 日規則第 103 号）

この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 24 日規則第 86 号）

この規則は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定中最上川ふるさと総合公園に関する部分は、同月 10 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日規則第 19 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 27 日規則第 46 号）

この規則は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 20 日規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 8 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条及び第 7 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日規則第 80 号）

この規則は、平成 18 年 6 月 10 日から施行する。ただし、別表第 1 山形県総合運動公園の項及び別表第 4 第 1 項の表山形県総合運動公園の項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 29 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 7 月 21 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 5 月25日規則第42号）

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月22日規則第 7 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日規則第49号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日規則第22号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 及び別表第 4 の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成26年 3 月県条例第47号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月17日規則第 9 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の都市公園の使用の期間に係る使用料について適用する。

附 則（令和 3 年 9 月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 7 月11日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

（2） 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや

むを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ハ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、第2項第1号に規定する基準に適合するものであること。

ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(ホ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(ヘ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ハ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

ロ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

ハ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加

えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ロ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ハ ロの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に規定する基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(ホ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号イ(イ)及び(ホ)並びにロの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号イ(イ)から(ハ)まで及び(ホ)並びにロ並びに第4号ロからニまでの規定は、第2号ロの便所について準用する。この場合において、第4号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

7 水飲場及び手洗場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

8 掲示板及び標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げ

る基準に適合するものであること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(3) 前各項及び前2号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

別表第1の2

	施設	使用日	使用時間
悠創の丘	展示研修施設	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	午前9時から午後5時まで
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場	4月の第4土曜日から11月3日又は同月の第1日曜日のうちいずれか遅い日まで	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後4時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで
	テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後6時(9月1日から11月30日までの間にあつては、午後4時30分)まで
	多目的広場 アーチェリー場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後4時30分(4月1日から8月31日までの間にあつては、午後6時)まで
最上中央公園	屋内多目的施設	1月4日から12月28日まで (火曜日(火曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	午前9時から午後10時まで
最上川ふるさと総合公園	展示研修施設 スケートパーク	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
山形県総合運動公園	陸上競技場 サブグラウンド 総合体育館 テニスコート サッカー場 ラグビー場 野球場 運動広場 第2運動広場 第3運動広場 屋内多目的コート	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	サブグラウンド、サッカー場、ラグビー場、野球場、運動広場及び第3運動広場にあつては午前9時から午後5時まで、陸上競技場、総合体育館、テニスコート、第2運動広場及び屋内多目的コートにあつては午前9時から午後9時まで

	屋外プール	7月の第2土曜日から8月の第4日曜日まで	午前10時から午後6時まで
中山公園	野球場 第2野球場	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	野球場にあつては午前9時から午後9時まで、第2野球場にあつては午前5時から午後8時まで
	運動広場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後8時まで
弓張平公園	オートキャンプ場 テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場 パターゴルフ場 体育館 屋根付広場	6月1日から10月31日まで	午前9時から午後4時30分まで (オートキャンプ場の使用であつて、宿泊を伴わないものにあつては午前9時から午後4時まで、宿泊を伴うものにあつては午後1時から翌日の午前11時まで、体育館及び屋根付広場にあつては午前9時から午後5時まで

別表第2

法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額
公園施設の設置	1平方メートル1月につき	170円
公園施設の管理	1平方メートル1月につき	670円

備考 使用面積又は使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

別表第3

常時広告物を表示する場合の使用料

施設			区分	単位	金額
蔵王みはらしの丘 ミュージアムパーク	スケートパーク		外周フェンス	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	41, 970円
最上中央公園	屋内多目的施設		四隅コンクリート 壁面	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	41, 970円
最上川ふるさと総 合公園	スケートパーク		外周フェンス	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	41, 970円
山形県総合運動公 園	陸上競技場		メインスタンド観 覧席最上部フェン ス	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			メインスタンド観 覧席ゲート上部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			フィールドゲート 上部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			器具庫入口上部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			ゲートスロープ外 壁	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			入場ゲート階段部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
	総合体育館	アリーナ	四隅柱壁上部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円
			車いす席下部	1 広告物 1 平方メ ートル 1 年につき	52, 460円

		屋内プール	壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
		トレーニング室	壁面上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	テニスコート		本部席屋根柱	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	屋外プール	レクリエーションプール	壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	第 2 運動広場		ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	第 3 運動広場		ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	屋内多目的コート		支柱壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
			東側ギャラリー手摺部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
中山公園	野球場	バックネット吊り下げ用支柱	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円	
		外野フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	52,460円	
		内野フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円	

別表第 4

有料公園施設を使用する場合の使用料

1 主要施設使用料

施設			区分	使用料の額				
				午前 9 時 前の時間	午前 9 時 から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 5 時 以降の時 間
悠創 の丘	展示 研修 施設	展示 室 1	入場料金を領収しない場合		570円	760円	1,520円	
			入場料金を領収する場合		2,250円	3,000円	6,000円	
		展示 室 2	入場料金を領収しない場合		390円	520円	1,040円	
			入場料金を領収する場合		1,650円	2,200円	4,400円	
		研修 室		1 時間当たり 420円				
蔵王 みは らし の丘 ミュ ージ アム パー ク	スケ ート パー ク	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 日当たり 10,290円				
			上記以外の場合	1 日当たり 20,580円				
		上記 以外 の場 合	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 日当たり 130円				
			上記以外の場合	1 人 1 日当たり 260円				
	グラ	全部	児童生徒等のみが使用する場合	1 日当たり 4,110円				

	ウンド・ゴルフ場	を単独で使用する場合	上記以外の場合			1 日当たり	8, 220円		
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 日当たり	50円		
			上記以外の場合			1 人 1 日当たり	100円		
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合			1 日当たり	2, 060円			
		上記以外の場合			1 日当たり	4, 120円			
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）			1 人 1 回当たり	210円		
			児童生徒等以外の者			1 人 1 回当たり	420円		
		テントサイトの使用	宿泊を伴わない使用			1 区画 1 回当たり	1, 150円		
			宿泊を伴う使用			1 区画 1 泊当たり	3, 250円		
		テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1 面 1 時間当たり	270円		
	上記以外の場合			1 面 1 時間当たり	540円				
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	270円			
		上記以外の場合			1 時間当たり	540円			
	アーチェリー場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	1, 340円		
			上記以外の場合			1 時間当たり	2, 680円		
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 回当たり	210円		
			上記以外の場合			1 人 1 回当たり	420円		
	最上中央公園	屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	910円	
上記以外の場合						1 時間当たり	1, 820円		
入場料金を領収する場合					児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	1, 800円		
					上記以外の場合	1 時間当たり	3, 600円		

				アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1 時間当たり	9, 020円		
					入場料金を領収する場合	1 時間当たり	36, 100円		
					半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	450円	
					上記以外の場合	1 時間当たり	900円		
最上川ふるさと総合公園	展示 研修施設	企画 展示室	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり	120円			
			入場料金を領収する場合		1 時間当たり	500円			
		スケートパーク	研修室			1 時間当たり	690円		
	全部を単独で使用する場合			児童生徒等のみが使用する場合	1 日当たり	19, 940円			
			上記以外の場合	1 日当たり	39, 880円				
	上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合	1 人 1 日当たり	270円				
			上記以外の場合	1 人 1 日当たり	540円				
	山形県総合運動公園	陸上競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	1, 040円	
上記以外の場合					1 時間当たり	2, 080円			
					入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	2, 080円	
上記以外の場合					1 時間当たり	4, 160円			
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合				入場料金を領収しない場合	1 時間当たり	10, 390円			
				入場料金を領収する場合	1 日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が41, 550円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、 1 時間当たり41, 550円）				

			る場合		
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 50円
			上記以外の場合		1人1時間当たり 100円
サブグラウンド	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 490円
			上記以外の場合		1時間当たり 980円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 50円
			上記以外の場合		1人1時間当たり 100円
総合体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,210円
				上記以外の場合	1時間当たり 2,420円
				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 2,440円
				上記以外の場合	1時間当たり 4,880円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 12,170円
				入場料金を領収する場合	1時間当たり 48,690円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 610円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,220円
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 310円
			上記以外の場合		1時間当たり 620円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円
			上記以外の場合		1人1時間当たり 60円
	サブアリーナ	全部を単独で	アマチュアス	入場料金を領	児童生徒等の 1時間当たり 460円

一ナ	使用する 場合	ポーツ に使用 する場 合	収しな い場合	みが使 用する 場合		
				上記以 外の場 合	1 時間当たり 920円	
			入場料 金を領 収する 場合	児童生 徒等の みが使 用する 場合	1 時間当たり 930円	
				上記以 外の場 合	1 時間当たり 1, 860円	
		アマチ ュアス ポーツ 以外の 用途に 使用す る場合	入場料金を領収 しない場合	1 時間当たり 4, 620円		
				入場料金を領収 する場合	1 時間当たり 18, 470円	
		半面を 単独で 使用す る場合	児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり 230円	
			上記以外の場合		1 時間当たり 460円	
	4 分の 1 面を 単独で 使用す る場合		児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり 110円	
			上記以外の場合		1 時間当たり 220円	
	上記以 外の場 合	児童生徒等が使用する 場合		1 人 1 時間当たり 30円		
		上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 60円		
	柔道 場	全部を 単独で 使用す る場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場料 金を領 収しな い場合	児童生 徒等の みが使 用する 場合	1 時間当たり 460円
					上記以 外の場 合	1 時間当たり 920円
				入場料 金を領 収する 場合	児童生 徒等の みが使 用する 場合	1 時間当たり 930円
					上記以	1 時間当たり 1, 860円

				外の場合	
				合	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1 時間当たり	4,620円
				1 時間当たり	18,470円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 230円
			上記以外の場合		1 時間当たり 460円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 時間当たり 20円
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 40円
	剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1 時間当たり 460円
				上記以外の場合	1 時間当たり 920円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 930円
				上記以外の場合	1 時間当たり 1,860円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1 時間当たり	4,620円
				1 時間当たり	18,470円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 230円
			上記以外の場合		1 時間当たり 460円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 時間当たり 20円
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 40円
	屋内プー	全部を単独で	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 2,020円

	ル	使用する 場合	上記以外の場合		1 時間当たり	4,040円
		半面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり	1,010円
			上記以外の場合		1 時間当たり	2,020円
		上記以 外の場 合	児童生 徒等が 使用す る場合	回数券による使 用の場合	1 人11回当たり	1,400円
				上記以外の場合	1 人 1 回当たり	140円
			上記以 外の場 合	回数券による使 用の場合	1 人11回当たり	2,800円
				上記以外の場合	1 人 1 回当たり	280円
		テニスコー ト	児童生徒等のみが使用する 場合		1 面 1 時間当たり	270円
			上記以外の場合		1 面 1 時間当たり	540円
		屋外 プー ル	レク リエ ーシ ョン プー ル	児童生 徒等が 使用す る場合	20人以上の団体で使 用する場合	1 人 1 回当たり
上記以外の場合	1 人 1 回当たり				420円	
上記以 外の場 合	20人以上の団体で使 用する場合			1 人 1 回当たり	680円	
	上記以外の場合			1 人 1 回当たり	840円	
50メ ート ルプ ール	全部を 単独で 使用す る場合		児童生徒等のみが使用 する場合	1 時間当たり	1,840円	
			上記以外の場合	1 時間当たり	3,680円	
	上記以 外の場 合		児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 回当たり	100円	
			上記以外の場合	1 人 1 回当たり	200円	
サッカー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり	530円		
	上記以外の場合		1 時間当たり	1,060円		
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり	530円		
	上記以外の場合		1 時間当たり	1,060円		
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり	530円		
	上記以外の場合		1 時間当たり	1,060円		
運動広場	全部を 使用す る場合	児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり	380円	
		上記以外の場合		1 時間当たり	760円	
	半面を 使用す る場合	児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり	190円	
		上記以外の場合		1 時間当たり	380円	
第 2 運動広 場	全部を 使用す る場合	児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり	520円	
		上記以外の場合		1 時間当たり	1,040円	
	半面を 使用す る場合	児童生徒等のみが使用 する場合		1 時間当たり	260円	

		る場合	上記以外の場合			1 時間当たり	540円
第 3 運動広場	広場 1	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	530円	
		上記以外の場合			1 時間当たり	1, 060円	
		広場 2	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	530円
	上記以外の場合			1 時間当たり	1, 060円		
	屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	1, 930円
上記以外の場合					1 時間当たり	3, 860円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	3, 860円	
				上記以外の場合	1 時間当たり	7, 720円	
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			入場料金を領収しない場合		1 時間当たり	19, 310円	
			入場料金を領収する場合		1 時間当たり	77, 220円	
4 分の 3 面を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	1, 450円	
		上記以外の場合			1 時間当たり	2, 900円	
3 分の 2 面を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	1, 280円	
		上記以外の場合			1 時間当たり	2, 560円	
半面を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	970円	
		上記以外の場合			1 時間当たり	1, 940円	
3 分の 1 面を単独で使用する		児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	640円	
		上記以外の場合			1 時間当たり	1, 280円	

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
			上記以外の場合	上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり
		上記以外の場合	児童生徒が使用する場	児童生徒等のみが使用する場合	1人1時間当たり					40円
			合	上記以外の場合	1人1時間当たり					80円
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
				上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
				上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり					1時間当たり
				土曜日等の場合	1時間当たり					1時間当たり
			入場料金を領収する場合	平日の場合	1時間当たり					1時間当たり
				土曜日等の場合	1時間当たり					1時間当たり
	第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
				上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり
		職業野球に使用する場合	入場料金を領収する場合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人分に相当する額（その額が337,870円に満たない場合は、337,870円）					
				土曜日等の場合	1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額（その額が445,940円に満たない場合は、445,940円）					
		アマチュアスポーツに使用する場	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
				上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり

		合			860円	2,700円	3,540円	7,100円	860円
		アマチュアスポーツ以外の場合に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,670円				1時間当たり 2,380円
			土曜日等の場合		1時間当たり 1,950円				1時間当たり 2,820円
	運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 360円	1,080円	1,440円	2,880円	1時間当たり 360円
				上記以外の場合	1時間当たり 720円	2,160円	2,880円	5,760円	1時間当たり 720円
			半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
				上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
		アマチュアスポーツ以外の場合に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,070円	2,520円	3,700円	6,710円	1時間当たり 1,670円
			土曜日等の場合		1時間当たり 1,350円	3,090円	4,560円	8,250円	1時間当たり 2,090円
弓張平公園	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1人1回当たり 270円				
			児童生徒等以外の者		1人1回当たり 540円				
		テントサイトの使用	駐車場を併設するものの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 2,100円				
				宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 4,200円				
			駐車場を併設しないものの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,570円				
				宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 3,150円				
		コテージの使用	宿泊を伴わない使用		1棟1回当たり 5,250円				
			宿泊を伴う使用		1棟1泊当たり 10,490円				
	テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 240円				
		上記以外の場合			1面1時間当たり 480円				
	陸上競技場	全部を	児童生徒等のみが使用		1時間当たり 490円				

		単独で使用する場合	する場合		
			上記以外の場合	1 時間当たり	980円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 時間当たり	50円
			上記以外の場合	1 人 1 時間当たり	100円
	野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり	310円
		上記以外の場合		1 時間当たり	620円
	運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり	230円
		上記以外の場合		1 時間当たり	460円
	パターゴルフ場	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 回当たり	260円
		上記以外の場合		1 人 1 回当たり	520円
	体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 250円
			上記以外の場合	1 時間当たり	500円
			半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 120円
			上記以外の場合	1 時間当たり	240円
			上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 時間当たり 30円
			上記以外の場合	上記以外の場合	1 人 1 時間当たり 60円
		軽運動室	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 250円
			上記以外の場合	1 時間当たり	500円
			上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 時間当たり 30円
			上記以外の場合	上記以外の場合	1 人 1 時間当たり 60円
	屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり	250円
			上記以外の場合	1 時間当たり	500円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 時間当たり	30円
			上記以外の場合	1 人 1 時間当たり	60円

(注) 中山公園の野球場を職業野球に使用する場合(入場料金を領収しない場合に限る。)の使用料については、この表により算出した額が1日につき146,900円を超える場合には、146,900円とする。

2 附属施設及び器具使用料

区分			単位	金額	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
庄内空港緩衝	オートキャン	温水シャワー	1 回につき		100円
		洗濯機	1 回につき		100円

緑地	ﾌﾞｰﾂ	衣類乾燥機		1 回につき	100円	
		温水シャワー		1 回につき	100円	
		会議室		1 時間につき	320円	
最上中央公園	屋内多目的施設	会議室		1 時間につき	210円	420円
		放送設備		1 時間につき	50円	100円
		テニス用具		一式 1 時間につき	50円	
		ミニサッカー用具		一式 1 時間につき	100円	
		ゲートボール用具		一式 1 時間につき	50円	
山形県総合運動公園	陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 時間につき	50円	
			上記以外の場合		100円	
		雨天走路	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 時間につき	40円	
			上記以外の場合		90円	
		会議室		1 室 1 時間につき	160円	330円
		温水シャワー		1 回につき		110円
		放送設備		1 時間につき	430円	860円
		運動用具（陸上競技用具を除く。）		1 競技一式 1 時間につき	100円	
		陸上競技用具		1 品 1 時間につき	20円	
				一式 1 時間につき	1,850円	
		夜間照明施設		1,500ルクスの照明 1 時間につき	32,000円	160,010円
				1,000ルクスの照明 1 時間につき	21,340円	106,660円
				750ルクスの照明 1 時間につき	16,010円	80,010円
				300ルクスの照明 1 時間につき	6,400円	32,000円
				150ルクスの照明 1 時間につき	3,200円	16,010円
		電光掲示板	入場料金を領収しない 場合	1 時間につき	5,970円	9,910円
			入場料金を領収する 場合		9,910円	17,780円
	サブグ	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1 競技一式	100円	

ラウン ド				1 時間につき			
	陸上競技用具			1 品 1 時間につき	20円		
				一式 1 時間につき	1,500円		
総合体 育館	トレーニング室	児童生徒 等が使用 する場合	回数券に よる使用 の場合	1 人 11時間につき	500円		
			上記以外 の場合	1 人 1 時間につき	50円		
		上記以外 の場合	回数券に よる使用 の場合	1 人 11時間につき	1,000円		
			上記以外 の場合	1 人 1 時間につき	100円		
	体力測定室	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 回につき	60円			
		上記以外の場合		110円			
	合宿所	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 泊につき	460円			
		上記以外の場合		940円			
	浴室	回数券による使用の 場合	1 人 11回につき	1,100円			
		上記以外の場合	1 人 1 回につき	110円			
	温水シャワー				1 回につき	110円	
	洗濯機				1 回につき	100円	
	衣類乾燥機				1 回につき	100円	
	大会議室	1 室を単独で使用す る場合	2 分の 1 室を単独で 使用する場合	1 時間につき	330円	650円	
					160円	330円	
	会議室			1 室 1 時間につき	140円	300円	
	和会議室			1 室 1 時間につき	150円	320円	
	大会議室の放送設備			1 時間につき	30円	60円	
	アリー ナ	展示ロビー	入場料金を領収しな い場合	1 時間につき		140円	
			入場料金を領収する 場合			590円	
		ホワイエ	入場料金を領収しな い場合	1 時間につき		390円	
			入場料金を領収する 場合			1,550円	
		会議室 A 1		1 室 1 時間につき	140円	300円	
		会議室 A 2		1 室	140円	300円	

		1 時間につき		
会議室 A 3		1 室 1 時間につき	60円	120円
会議室 A 4		1 室 1 時間につき	120円	250円
舞台音響設備		1 時間につき	1,030円	2,060円
放送設備		1 時間につき	430円	860円
得点表示板		1 時間につき	270円	
バスケットボール用具		一式 1 時間につき	140円	
バレーボール用具		一式 1 時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックス コート		1 枚 1 時間につき	220円	
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	160円	
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	50円	
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	140円	
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	30円	
卓球用具		一式 1 時間につき	30円	
ハンドボール用具		一式 1 時間につき	50円	
体操競技用具	平行棒	一式 1 時間につき	40円	
	ゆか	一式 1 時間につき	130円	
	平均台	一式 1 時間につき	50円	
	新体操	一式 1 時間につき	280円	
	上記以外の種目	1 種目一式 1 時間につき	30円	
	全種目	一式 1 時間につき	850円	
トランポリン用具		一式 1 時間につき	100円	
レスリング用具		一式 1 時間につき	210円	
つなひき用具		一式 1 時間につき	210円	
ポータブルステージ		一式 1 時間につき	650円	1,300円
		1 台 1 時間につき	10円	20円

		スタッキングチェア	一脚 1日につき	10円	20円
		フロアシート	一枚 1日につき	50円	100円
	サブアリーナ	舞台音響設備	1時間につき	200円	400円
		放送設備	1時間につき	110円	230円
		バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円	
		バレーボール用具	一式 1時間につき	50円	
		バドミントン用具	一式 1時間につき	30円	
		卓球用具	一式 1時間につき	30円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
		低式平均台用具	一式 1時間につき	30円	
		とび箱用具	一式 1時間につき	30円	
	柔道場 剣道場	放送設備	1時間につき	30円	60円
		柔道用具	一式 1時間につき	30円	
		空手用具	一式 1時間につき	160円	
	屋内プール	放送設備	1時間につき	40円	80円
		会議室 P 1	1室 1時間につき	270円	520円
		会議室 P 2	1室 1時間につき	60円	120円
	テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円	
		会議室	1室 1時間につき	640円	
		放送設備	1時間につき	70円	
		夜間照明施設	テニスコート 1面の照明 1時間につき	750円	
	屋外プール	会議室	1室 1時間につき	680円	
	サッカー場	温水シャワー	1回につき	100円	
		放送設備	1時間につき	50円	
	野球場	スコアード	1時間につき	570円	
		放送設備	1時間につき	50円	
	運動広場	運動用具	1競技一式 1時間につき	100円	
	第2運動広場	夜間照明施設	全灯使用 1時間につき	3,630円	
			1／2灯使用	1,810円	

	屋内多 目的コ ート				1 時間につき		
		会議室			1 室 1 時間につき	120円	250円
		放送設備			1 時間につき	50円	100円
		テニス用具			一式 1 時間につき	50円	
		ミニサッカー用具			一式 1 時間につき	100円	
		ゲートボール用具			一式 1 時間につき	50円	
		ハンドボール用具			一式 1 時間につき	50円	
中山公 園	野球場	室内練 習場	1 室を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間につき	440円	1, 450円
				上記以外の場合		720円	
			上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 9 時まで、それぞれ 1 人 1 回につき	50円	
				高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合		70円	
				児童生徒等以外の者が使用する場合		130円	
				合宿所		児童生徒等が使用する場合	
		上記以外の場合	1 泊につき		490円		
		会議室			1 室 1 時間につき	300円	590円
		浴室			1 回	1, 750円	2, 180円
		温水シャワー			1 回	1, 470円	1, 760円
		食堂			1 時間につき	300円	590円
		厨(ちゅう)房			1 賄いにつき	580円（1 賄い日につき 1, 160円を超える場合は、1, 160円）	1, 150円（1 賄い日につき 2, 320円を超える場合は、2, 320円）
		スコアボード			1 時間につき	700円	1, 400円
		放送設備			1 時間につき	440円	880円
		ピッチングマシン			1 台 1 時間につき	440円	
		夜間照明施設			全灯使用 1 時間につき	24, 130円	155, 290円
					2 / 3 灯使用 1 時間につき	15, 940円	
					1 / 2 灯使用 1 時間につき	12, 070円	
					1 / 3 灯使用	7, 970円	

弓張平公園	第2野球場		1時間につき		
		スコアボード	1時間につき	220円	440円
		放送設備	1時間につき	220円	440円
	オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき		100円
		洗濯機	1回につき		100円
		衣類乾燥機	1回につき		100円
		ガスコンロ	1回につき		10円
	テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場	温水シャワー	1回につき		170円
	体育館	温水シャワー	1回につき		100円
		会議室 1	1室1時間につき		250円
		会議室 2	1室1時間につき		120円
		和会議室	1室1時間につき		400円

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の使用料の額に200円を加算した額とする。

3 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区分			単位	加算額	
オートキャンプ場	電気	テントサイト（宿泊を伴わない使用）	1 区画 1 回につき	1,150円	
		テントサイト（宿泊を伴う使用）	1 区画 1 泊につき	1,150円	
屋内多目的施設	電気	全灯使用	1 時間につき	1,650円	
		1 / 2 灯使用	1 時間につき	810円	
		持込機器電源	実費相当額		
総合体育館	アリーナ	電気	全灯使用	1 時間につき	4,140円
			フロア及び観覧席全灯使用	1 時間につき	3,540円
			フロア全灯使用	1 時間につき	2,250円
			フロア 1 / 2 灯使用	1 時間につき	1,130円
			フロア 1 / 3 灯使用	1 時間につき	740円
			フロア 1 / 4 灯以下使用	1 時間につき	560円
			舞台照明装置	1 時間につき	1,820円
			持込機器電源	実費相当額	
	暖房	全館	1 時間につき	13,220円	
		フロア及び観覧席	1 時間につき	11,750円	
		フロア	1 時間につき	11,440円	
	冷房	全館	1 時間につき	12,170円	
		フロア	1 時間につき	11,220円	
	サブアリーナ	電気	全灯使用	1 時間につき	770円
			フロア全灯使用	1 時間につき	730円
			フロア 1 / 2 灯使用	1 時間につき	370円

			フロア1／3灯使用		1時間につき	240円
			フロア1／4灯以下使用		1時間につき	180円
			持込機器電源		実費相当額	
		暖房	フロア		1時間につき	1,840円
		冷房	フロア		1時間につき	1,800円
	柔道場	電気	フロア		1時間につき	530円
			フロア1／2灯使用		1時間につき	300円
			持込機器電源		実費相当額	
	剣道場	電気	フロア		1時間につき	480円
			フロア1／2灯使用		1時間につき	260円
			持込機器電源		実費相当額	
		暖房	フロア		1時間につき	750円
	屋内多目的コート	電気	全灯使用		1時間につき	3,500円
3／4灯使用			1時間につき	2,630円		
1／2灯使用			1時間につき	1,750円		
1／4灯使用			1時間につき	880円		
持込機器電源			実費相当額			
中山公園の野球場	電気	室内練習場	1室を 単独で 使用する 場合	全灯使用	1時間につき	3,560円
				1／2灯を超え3／ 4灯以下使用	1時間につき	2,670円
				1／2灯以下使用	1時間につき	1,780円
			上記以外の場合		1人 1回につき	110円
		会議室		1室 1時間につき	190円	
		ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置		実費相当額		
		暖房	合宿所		1人 1泊につき	370円
	会議室		1室 1時間につき	190円		
体育館	電気	アリーナ	全灯使用		1時間につき	230円
			1／2灯使用		1時間につき	110円
			持込機器電源		実費相当額	
		軽運動室	持込機器電源		実費相当額	
屋根付広場	電気	全灯使用		1時間につき	210円	
		持込機器電源		実費相当額		

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により使用料を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

年 月 日					
山形県知事 殿 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号					
公園施設設置許可申請書					
都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。					
都 市 公 園 名					
設 置 の 目 的					
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間				
設 置 の 場 所					
設 置 する 公 園 施 設	種類		設置面積	m ²	設置数量
公 園 施 設 の 構 造					
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法					
工 事 の 実 施 方 法	1 直 営 2 請 負				
工事の着手及び完了の時期	着手年月日 完了年月日				
都 市 公 園 の 復 旧 方 法					
誓約事項 ☐ 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者					
※ 許 可 証 指令 第 号 この申請に係る公園施設の設置については、都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、（次の条件を付して）許可する。 年 月 日 山形県知事 氏名 印 （条 件） 使用料 円 内訳					

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 「工事の実施方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
- 5 次の書類を添付すること。
 - （1） 設置しようとする公園施設の場所を示す図面
 - （2） 工事の設計書、仕様書及び図面
 - （3） 事業計画書
 - （4） 供用及び管理に関する計画書
 - （5） その他必要な書類

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

職 業

電話番号

公園施設管理許可申請書

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。

都 市 公 園 名						
管 理 の 目 的						
公 園 施 設 の 場 所						
管理する公園施設	種類		管理面積	m ²	管理数量	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間					
管 理 の 方 法						

誓約事項

☐ 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

※

許 可 証

指令 第 号

この申請に係る公園施設の管理については、都市公園法第5条第1項の規定により、（次の条件を付して）許可する。

年 月 日

山形県知事 氏名 印

(条 件)

使用料

円 内訳

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
- 4 次の書類を添付すること。
 - （1） 事業計画書
 - （2） 供用及び管理に関する計画書
 - （3） その他必要な書類

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 既に受けた許可を申請したときに添付した書類を変更する必要がある場合は、変更に係る書類を添付すること。

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 「工事の実施方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
- 5 次の書類を添付すること。
 - （1） 占用しようとする都市公園の場所を示す図面
 - （2） 工事の設計書、仕様書及び図面
 - （3） その他必要な書類

年 月 日	
山形県知事 殿	
住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号	
都市公園占用変更許可申請書	
都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり都市公園の占用許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので申請します。	
都 市 公 園 名	
占用に係る物件又は施設の外観	
許可の年月日及び番号	年 月 日指令 第 号
変更する事項の内容	
変 更 の 理 由	
※ 許 可 証 指令 第 号 この申請に係る都市公園の占用許可を受けた事項の変更については、都市公園法第6条第3項の規定により、(次の条件を付して) 許可する。 年 月 日 山形県知事 氏名 印 (条 件) 使用料 円 内訳	

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 既に受けた許可を申請したときに添付した書類を変更する必要がある場合は、変更に係る書類を添付すること。

様式第 6 号

年 月 日	
山形県知事 殿	
住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号	
都市公園内行為許可申請書	
山形県都市公園条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可を受けたいので申請します。	
都 市 公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行為を行う場所又は公園施設	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月 日間
現場責任者住所氏名	住所 氏名 電話
誓約事項 ☐ 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者	
※	
許 可 証	
指令 第 号	
この申請に係る都市公園内における行為については、山形県都市公園条例第 5 条第 1 項の規定により、（次の条件を付して）許可する。	
年 月 日	
山形県知事 氏名 印	
（条 件）	
使用料	円 内訳

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 「行為の内容」の欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。
 - （1） 物品の販売又は頒布にあつては、従事する者の人数、品目、販売価格及び販

売又は頒布の時間

- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しにあつては、主催者、共催者、協賛者等の氏名又は名称、料金又は会費、搬入物品、参集予定人員、使用面積及び催しの時間
 - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為にあつては、行為の趣旨、従事する者の人数、方法及び行為の時間
 - (4) 業としての写真撮影にあつては、従事する者の人数、料金、写真機の台数及び撮影時間
 - (5) 業としての映画撮影にあつては、従事する者の人数、映画の概要、搬入する機械器具の名称及び個数並びに撮影時間
 - (6) 有料公園施設の内部への広告物表示にあつては、広告物の種類、内容、寸法、面積、個数及び表示方法並びに原状回復の方法
- 3 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
- 5 有料公園施設の内部に広告物を表示する場合にあつては、表示しようとする広告物の概要図及び表示位置図を添付すること。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

職 業

電話番号

都市公園内行為変更許可申請書

山形県都市公園条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり許可を受けた都市公園内における行為の内容の変更の許可を受けたいので申請します。

都 市 公 園 名	
許可の年月日及び番号	年 月 日指令 第 号
既に受けた許可事項の概要	
変更する行為の内容	
変更の理由	

※

許 可 証

指令 第 号

この申請に係る許可を受けた都市公園内における行為の内容の変更については、山形県都市公園条例第 5 条第 1 項の規定により、(次の条件を付して) 許可する。

年 月 日

山形県知事 氏名 印

(条 件)

使用料

円 内訳

備考

※印の欄は、記入しないこと。

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名

有料公園施設使用許可申請書

山形県都市公園条例第6条第1項の規定により、次のとおり有料公園施設の使用の許可を受けたいので申請します。

[illegible]

電気使用	使用施設名	使用日	使用時間	使用区分	単価	電気使用額
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
持込電気設備	名 称	使用日	使用時間	定格消費電力	単価	持込電気料
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
冷暖房使用	使用施設名	使用日	使用時間	使用区分	単価	冷暖房使用額
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
		月 日	時 分から 時 分まで (時間)			円
合 計					円	

使用責任者名		連絡先	住所	(電話番号)
--------	--	-----	----	---------

誓約事項
☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。

※	許	可	証
指令第 号			
この申請に係る有料公園施設の使用については、山形県都市公園条例第6条第1項の規定により（次の条件に付して）許可する。			
年 月 日			
山形県知事 氏名 図			
(条件)	使用料	円	

- 備考 1 「区分」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2 「附属施設又は使用器具」の欄は、大会議室を使用する場合は名称欄に使用部分（1室又は2分の1室）を記入すること。
3 ※印の欄及び二重線で囲まれた欄は、記入しないこと。
4 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
5 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
6 付表は、総合体育館の合宿所を使用する場合のみ添付すること。

付表

合宿所の使用に関する事項

1 使用人数	県内居住者		県外居住者	
	児童生徒等	児童生徒等以外の者	児童生徒等	児童生徒等以外の者
	男	人	男	人
	女	人	女	人
	計	人	計	人
2 使用者名簿	別添のとおり（住所 氏名 年齢 職業等）			
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 使用責任者	氏名 連絡先 住所 （電話番号 ）			

年 月 日		
山形県知事 殿		
申請者 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名		
有料公園施設使用許可事項変更許可申請書		
山形県都市公園条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり使用許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので申請します。		
有 料 公 園 施 設 名		
変 更 す る 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

※
許 可 証
指令第 号
この申請に係る使用許可を受けた事項の変更については、山形県都市公園条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、(次の条件を付して) 許可する。
年 月 日
山形県知事 氏名 印

(条件)

備考
※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日 山形県知事 殿 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号 都市公園使用料減免申請書 次のとおり山形県都市公園条例第11条の規定による使用料の減免を受けたいので申請します。	
都 市 公 園 名	
使用の目的及び内容	
使用料の減免を受けようとする事由	
使 用 期 間	
使 用 料 金	
減 免 の 額	円

年 月 日 山形県知事 殿 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号 公園施設の設置 都市公園の占有に関する工事完了届 年 月 日付け指令 第 号で許可を受けた公園施設の設置 都市公園の占有に関する工事を完了したので、山形県都市公園条例第14条第1項の規定によりお届けし ます。	
都 市 公 園 名	
公園施設の種類又は占有に係る 物件若しくは施設の外観	
工 事 の 内 容	
工 事 の 期 間	着手年月日 完了年月日

年 月 日 山形県知事 殿 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号 公園施設の設置 公園施設の管理 の 廃 止 届 都市公園の占用 公園施設の設置 公園施設の管理を廃 都市公園の占用 年 月 日付け指令 第 号で許可を受けた 止したので、山形県都市公園条例第14条第 1 項の規定によりお届けします。	
都 市 公 園 名	
公園施設の種類又は占用に係る 物件若しくは施設の外観	
廃 止 の 期 日	
原 状 回 復 の 方 法	

年 月 日	
山形県知事 殿	
住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 職 業 電話番号	
都 市 公 園 原 状 回 復 届	
都市公園法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したので、山形県都市公園条例第14条第1項の規定によりお届けします。	
都 市 公 園 名	
許可年月日及び番号	年 月 日指令 第 号
許可の種別	1 設置 2 管理 3 占用
原状回復の理由	1 許可期間の満了 2 廃止
工事の着手及び完了の時期	着手年月日 完了年月日

備考

「許可の種別」の欄及び「原状回復の理由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

職 業

電話番号

措置命令に係る工事完了届

年 月 日付け達 第 号で命ぜられた工事を完了したので、
山形県都市公園条例第14条第2項の規定によりお届けします。

都 市 公 園 名	
命 ぜ ら れ た 工 事 の 内 容	
工 事 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	着手年月日 完了年月日